

# **令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況**

---

令和7年12月

名古屋国税局

## **I 調査等の状況**

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## **II トピックス（主な取組）**

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の還付申告への対応

## **III 参考計表**

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 選定に A I を活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、「調査等」による追徴税額の総額は直近 10 年間で 2 番目を記録
  - ・ 「実地調査」について、申告漏れ所得金額及び追徴税額の総額が増加
  - ・ 「簡易な接触」について、件数及び非違件数が増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、11 万 7 千件（前事務年度 9 万 2 千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は、4 万 9 千件（同 3 万 9 千件）。
  - ✓ 実地調査の件数は、7 千件（同 6 千 6 百件）。うち、特別調査・一般調査が 4 千 3 百件（4 千 2 百件）、着眼調査が 2 千 7 百件（2 千 4 百件）。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、11 万件（同 8 万 5 千件）。

### (2) 申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、1,108 億円（同 1,222 億円）。
  - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、673 億円（同 656 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 609 億円（同 589 億円）、着眼調査によるものは 64 億円（同 67 億円）。
  - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、435 億円（同 565 億円）。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、155 億円（同 151 億円）。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、121 億円（同 116 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 115 億円（同 110 億円）、着眼調査によるものは 6 億円（同 7 億円）。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、172 万円（同 175 万円）。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、35 億円（同 35 億円）。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比			対前年比		
調査等件数 件	4,206 4,315	102.6%	2,437 2,705	111.0%	6,643 7,020	105.7%	85,161 109,900	129.0%	91,804 116,920	127.4%	
申告漏れ等の 非違件数 件	3,864 3,915	101.3%	1,698 1,801	106.1%	5,562 5,716	102.8%	33,311 43,781	131.4%	38,873 49,497	127.3%	
申告漏れ 所得金額 百万円	58,879 60,905	103.4%	6,744 6,361	94.3%	65,623 67,267	102.5%	56,547 43,539	77.0%	122,170 110,806	90.7%	
追徴税額 本税 百万円	9,111 9,518	104.5%	587 521	88.8%	9,698 10,039	103.5%	3,378 3,390	100.4%	13,076 13,429	102.7%	
追徴税額 加算税 百万円	1,856 1,956	105.4%	93 69	74.2%	1,949 2,025	103.9%	72 95	131.9%	2,022 2,120	104.8%	
	計 百万円	10,967 11,474	104.6%	680 590	86.8%	11,647 12,064	103.6%	3,451 3,485	101.0%	15,098 15,549	103.0%
申告漏れ 所得金額 万円	1,400 1,411	100.8%	277 235	84.8%	988 958	97.0%	66 40	60.6%	133 95	71.4%	
一件当たり 追徴税額 本税 万円	217 221	101.8%	24 19	79.2%	146 143	97.9%	4 3	75.0%	14 11	78.6%	
一件当たり 追徴税額 加算税 万円	44 45	102.3%	4 3	75.0%	29 29	100.0%	0.08 0.09	112.5%	2 2	100.0%	
	計 万円	261 266	101.9%	28 22	78.6%	175 172	98.3%	4 3	75.0%	16 13	81.3%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の件数の和が合計値と一致しないことがある。

## (参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、1千4百件（前事務年度1千2百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千2百件（同1千件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、135億円（同98億円）となっています。

### ○ 謹度所得の調査等の状況

事務年度等 項 目	5事務年度	6事務年度	対前年比
① 調 査 等 件 数	件 1,209	件 1,397	% 115.6
土地建物等	832	1,075	129.2
株式等	377	322	85.4
② 申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件 955	件 1,197	% 125.3
土地建物等	623	892	143.2
株式等	332	305	91.9
③ 申 告 漏 れ 割 合 ( ② / ① )	% 79.0	% 85.7	ポイント 6.7
土地建物等	74.9	83.0	8.1
株式等	88.1	94.7	6.7
④ 申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円 9,811	百万円 13,500	% 137.6
土地建物等	6,859	8,278	120.7
株式等	2,952	5,221	176.9
⑤ 1 件 当 た り 申 告 漏 れ 所 得 金 額 ( ④ / ① )	万円 812	万円 966	% 119.1
土地建物等	824	770	93.4
株式等	783	1,622	207.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離謹度所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、「調査等」の件数が前年から1.7倍に増加
  - ・ 「実地調査」について、件数及び非違件数が増加
  - ・ 「簡易な接触」について、件数及び非違件数が大幅に増加し、追徴税額の総額は過去最高

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、3万1千件（前事務年度1万9千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は、1万6千件（同1万1千件）。
  - ✓ 実地調査の件数は、4千4百件（同3千8百件）。うち、特別調査・一般調査が2千6百件（同2千4百件）、着眼調査が1千8百件（同1千4百件）。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、2万7千件（同1万5千件）。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、48億円（同45億円）と、過去最高。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、35億円（同36億円）。うち特別調査・一般調査によるものは33億円（同34億円）、着眼調査によるものは2億円（同2億円）。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、78万円（同97万円）。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、14億円（同8億円）。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	件	実地調査					簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
調査等件数	件	2,391		1,386		3,777		14,814		18,591
		2,617	109.5%	1,796	129.6%	4,413	116.8%	26,662	180.0%	31,075
追徴税額	件	2,102		879		2,981		7,811		10,792
		2,220	105.6%	946	107.6%	3,166	106.2%	13,093	167.6%	16,259
		2,748		204		2,952		788		3,741
	百万円	2,633	95.8%	175	85.8%	2,808	95.1%	1,307	165.9%	4,115
		654		41		695		31		726
		622	95.1%	29	70.7%	651	93.7%	50	161.3%	701
一件当たり	計	3,402		246		3,647		819		4,467
		3,255	95.7%	204	82.9%	3,459	94.8%	1,357	165.7%	4,816
		115		15		78		5		20
	万円	101	87.8%	10	66.7%	64	82.1%	5	100.0%	13
		27		3		18		0.2		4
		24	88.9%	2	66.7%	15	83.3%	0.2	100.0%	2
	万円	142		18		97		6		24
		124	87.3%	11	61.1%	78	80.4%	5	83.3%	15
										62.5%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の件数の和が合計値と一致しないことがある。

## II トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約2.5倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は、663万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の266万円に比べ、2.5倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,113万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の266万円に比べ、4.2倍となっています。

- 令和6事務年度においては、439件（前事務年度439件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,545万円（同1,949万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,411万円（同1,400万円）に比べ、1.8倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、112億円（同86億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は29億円（同24億円）に上ります。

### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比	6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
	調査件数	件				
調査件数	件		439	439	100.0%	4,315
申告漏れ等の非違件数	件		383	396	103.4%	3,915
申告漏れ所得金額	億円		86	112	130.2%	609
追徴税額	億円		24	29	120.8%	115
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,949	2,545	130.6%	1,411
	追徴税額	万円	555	663	119.5%	266

### ○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比	6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
	調査件数	件				
調査件数	件		82	85	103.7%	4,315
申告漏れ等の非違件数	件		74	77	104.1%	3,915
申告漏れ所得金額	億円		19	29	152.6%	609
追徴税額	億円		6	9	150.0%	115
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,321	3,445	148.4%	1,411
	追徴税額	万円	746	1,113	149.2%	266

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約2.1倍～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、547万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の266万円に比べ、2.1倍となっています。

- 令和6事務年度においては、270件（前事務年度241件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は52億円（同44億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は15億円（同12億円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		6事務年度 対前年比
	5事務年度	6事務年度	
調査件数	件	241	270 112.0%
申告漏れ等の非違件数	件	212	242 114.2%
申告漏れ所得金額	億円	44	52 118.2%
追徴税額	億円	12	15 125.0%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,831 1,933 105.6%
一件当たり	追徴税額	万円	500 547 109.4%
			6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
			4,315
			3,915
			609
			115
			1,411
			266

### ○ 取引区別の調査の状況

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸出」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。

2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。

3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。

4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約4.7倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経渉活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。  
(注) シェアリングエコノミー等新分野の経渉活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。
- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,260万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の266万円に比べ、4.7倍となっています。

#### ＜シェアリングエコノミー等新分野の経渉活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、85件（前事務年度94件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,689万円（同1,950万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は14億円（同18億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は356万円（同433万円）となっています。また、追徴税額の総額は3億円（同4億円）に上ります。

#### ＜暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、28件（前事務年度58件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,667万円（同3,302万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は10億円（同19億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は4億円（同7億円）に上ります。

## ○ シェアリングエコノミー等新分野の経渉活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	94	85	90.4%
申告漏れ等の非違件数	件	90	78	86.7%
申告漏れ所得金額	億円	18	14	77.8%
追徴税額	億円	4	3	75.0%
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	1,950	1,689	86.6%
追徴税額	万円	433	356	82.2%

【取引区別の調査状況】



(注) ( ) 内の数値は構成比

(参考) : 主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メールマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

## ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	58	28	48.3%
申告漏れ等の非違件数	件	51	28	54.9%
申告漏れ所得金額	億円	19	10	52.6%
追徴税額	億円	7	4	57.1%
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	3,302	3,667	111.1%
追徴税額	万円	1,227	1,260	102.7%

## 4 無申告者に対する調査状況

～所得税無申告者に対する所得税の1件当たりの追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
  - 所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による所得税の追徴税額の総額は 23 億円に上り、1 件当たりの追徴税額は 360 万円と過去最高となっています。
  - また、消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による 1 件当たりの追徴税額は 234 万円と過去最高となっています。

## 〈所得税無申告者に対する調査状況〉

- 令和6事務年度においては、651件（前事務年度782件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,454万円（同2,237万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,411万円（同1,400万円）に比べ、1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は160億円（同175億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は360万円（同307万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の266万円（同261万円）の1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は23億円（同24億円）に上ります。

## 〈消費税無申告者に対する調査状況〉

- 令和6事務年度においては、592件（前事務年度878件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの追徴税額は234万円（同224万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の124万円（同142万円）に比べ、1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は14億円（同20億円）に上ります。

#### ○ 無申告者に対する調査の状況

### 〈所得税〉

事務年度等 項目		5事務年度	6事務年度	対前年比	6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体							
調	査	件	数	件	782	651	83.2%	4,315				
申	告	漏	れ	所	得	金	額	億円	175	160	91.4%	609
追	徴	税	額	億円		24	23	95.8%	115			
一 件 当 たり	申 告 所	漏 れ 得 金	額	万円	2,237	2,454	109.7%	1,411				
	追 徴	税	額	万円	307	360	117.3%	266				

<消費稅>

項目	事務年度等		5 事務年度	6 事務年度	対前年比	6 事務年度 実地調査(特別・一般) 全体
	調査件数	件				
追徴税額		億円	20	14	70.0%	2,617
1件当たり追徴税額	万円		224	234	104.5%	33
						124

## 5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### <消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和6事務年度においては、134件（前事務年度92件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は191万円（同270万円）となっています。  
また、追徴税額の総額は3億円（同2億円）に上ります。

### ○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	92	件	92	134	145.7%
非違件数	72	件	72	100	138.9%
追徴税額	2	億円	2	3	150.0%
1件当たり追徴税額	270	万円	270	191	70.7%

(注) 1 令和6事務年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和6事務年度に実地調査を行った計数である。

2 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## 6 所得税の還付申告への対応

### ～所得税の不正還付申告書の調査の状況～

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、還付申告書に対しては特に厳格な審査を行うとともに、不正還付が疑われる申告書に対しては調査を実施しています。
- さらに、国税当局では、A I の活用を進めるなど、不正還付を的確に把握する取組を行っております。
- なお、不正還付に厳格に対応すべく、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で告訴等を行うなど、捜査当局との連携強化にも取り組んでおります。

#### ＜所得税の不正還付申告書の調査の状況＞

- 令和6事務年度においては、19件（前事務年度26件）調査しました。
- 1件当たりの追徴税額は93万円（同65万円）となっています。  
また、追徴税額の総額は0.2億円（同0.2億円）に上ります。

### ○ 所得税の不正還付申告書の調査の状況

項目	事務年度等		対前年比
	5事務年度	6事務年度	
調査件数 件	26	19	73.1%
追徴税額 億円	0.2	0.2	100.0%
1件当たり追徴税額 万円	65	93	143.1%

#### 調査事例

還付申告書に不審な点があったことから調査を実施したところ、実態が無いにもかかわらず、架空の事業収入及び源泉徴収税額などを記載した還付申告書等を提出し、所得税の還付金を受け取ったことを把握したため、詐欺罪に該当するとして告訴を行い、その後、捜査当局により逮捕された。

#### 所得税還付申告についてご留意いただきたい事項

所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

そのため、国税当局では、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴く実地の調査などによる確認を行っております。

その際、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合があります。

また、確定申告書（還付申告書を含む。）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っているため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合も不正還付防止のため、確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

### III 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの申告漏れ所得金額 万円	1件当たりの追徴税額(含加算税) 万円	前年の順位
1	眼科医	8,431	1,899	—
2	経営コンサルタント	4,006	1,316	—
3	バ	3,393	579	—
4	歯科医	2,442	1,003	—
5	スナック	2,202	373	3
6	製図設計士	2,128	506	—
7	機械器具、部品修理	1,772	395	10
8	娯楽用具	1,767	273	—
9	解体工事	1,514	161	7
10	美容	1,496	268	—

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

**(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種**

(単位:万円)

順位	27事務年度		28事務年度		29事務年度		30事務年度		元事務年度	
	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額
1	キャバレー	1,926	キャバレー	1,613	不動産代理仲介	4,626	貨物軽車両運送	1,595	卸売業・くず金、くず鉄	1,635
2	ダンプ運送	1,086	防水工事	1,147	キャバクラ	3,533	土木工事	1,036	宅配	1,556
3	特定貨物自動車運送	1,040	小売業・自動車	1,067	商品販売外交員	1,463	特定貨物自動車運送	1,033	人材派遣業	1,546
4	防水工事	1,028	人材派遣業	1,059	人材派遣業	1,461	とび工事	967	貨物軽車両運送	1,514
5	冷暖房設備工事	942	製図設計士	1,004	機械器具・部品修理	1,195	機械部品受託加工	938	ダンプ運送	1,502
6	人材派遣業	887	特定貨物自動車運送	918	バ一	1,142	一般海面漁業	933	冷暖房設備工事	1,462
7	焼肉	872	建設、設備工事労務者	826	理髪	1,029	建設、設備工事労務者	927	機械部品受託加工	1,428
8	解体工事	850	小売業・コンビニエンスストア	817	スナック	1,023	人材派遣業	905	型枠工事	1,390
9	バ一	837	学習塾経営	814	焼肉	986	防水工事	888	一般貨物自動車運送	1,383
10	塗装工事	820	一般貨物自動車運送	767	すし	956	外構工事	872	機械器具・部品修理	1,379

順位	2事務年度		3事務年度		4事務年度		5事務年度		6事務年度	
	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額
1	機械器具・部品修理	3,214	商工業デザイナー	2,497	貨物軽車両運送	2,146	ブリーダー	2,647	眼科医	8,431
2	内科医	2,896	機械部品受託加工	1,955	小売業・その他の愛がん動物	2,034	小売業・その他の愛がん動物	2,327	経営コンサルタント	4,006
3	不動産代理仲介	2,549	冷暖房設備工事	1,937	ブリーダー	1,951	スナック	2,174	バ一	3,393
4	プログラマー	2,323	製図設計士	1,921	ようう接	1,932	焼肉	2,092	歯科医	2,442
5	冷暖房設備工事	2,312	生命保険外交員	1,730	冷暖房設備工事	1,679	米作農業	1,794	スナック	2,202
6	社会保険労務士	2,243	ようう接	1,701	一般貨物自動車運送	1,599	土木工事	1,661	製図設計士	2,128
7	機械部品受託加工	2,080	機械器具・部品修理	1,558	特定貨物自動車運送	1,596	解体工事	1,658	機械器具・部品修理	1,772
8	一般貨物自動車運送	1,812	特定貨物自動車運送	1,534	生命保険外交員	1,579	キャバクラ	1,656	娯楽用具	1,767
9	ガラス工事	1,801	宅配	1,525	ダンプ運送	1,572	屋根工事	1,650	解体工事	1,514
10	特定貨物自動車運送	1,747	型枠工事	1,523	建設、設備工事労務者	1,550	機械器具・部品修理	1,520	美容	1,496

(注) 令和4事務年度3位の「ブリーダー」は、令和4事務年度まで「小売業・犬」と表記していたが、業態に合わせて表記名を変更した。